

公用車貸出制度について

【制度の概要】

自治会や実行委員会等の町民団体が行う美化・清掃活動や観光・文化・スポーツ活動等の公益活動を支援するため、町の業務に支障のない範囲で、町内の団体に対して公用車を貸出する制度

【貸出対象団体】

自治会・町内会、子ども会、老人クラブ、実行委員会等の町内で活動する町内の団体

【貸出対象活動】

環境美化活動、スポーツ・文化活動、観光活動等の公益活動

【貸出車両】

2 トントラック、軽トラック

【貸出日及び貸出期間】

土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の午前8時30分から午後5時まで

ただし、12月29日から翌年1月3日までの日及び町長があらかじめ定めた日を除く

【貸出区域】

原則町内とする

【貸出料金】

無料 燃料費も町の負担

【使用申請】

貸出しを受けようとする日の1か月前から7日前までに、申請書兼誓約書に運転者の運転免許証の写しを添えて総務課へ持参

【加入任意保険】

町が加入している任意保険の補償内容

搭乗者	無制限（運転者を除く）
対 人	無制限
対 物	無制限
その他	特約共済内容による

【施行期日】

平成29年3月から